

様式第1号(第5条関係)

会議概要

会議の名称	久喜市障がい児就学支援委員会(第1回)
開催年月日	令和5年8月21日(月)
開始・終了時刻	午前 10時30分 開始 午前 11時15分 終了
開催場所	鷺宮総合支所 4階 404・405会議室
議長氏名	山本 千恵子
出席委員氏名 (関係者)	山本千恵子、青山里美、松村薫、川羽田恵美、山内明美、 吉池美智子、井上清香、佐藤文代、金子洋子、山崎裕美、 山崎綾、塩崎貴裕、石山寛之、関根諒太、中山幸子、 新井めぐみ、品田彩、棕野さおり
欠席委員(者)氏名	土屋喬義、清水千春
説明者の職氏名	指導課指導主事 中野美郁
事務局職員氏名	指導課指導主事 野口勝義 指導課指導主事 千葉宏美 指導課指導主事 熊倉潤 指導課指導主事 奥澤史康
会議次第	1 開会 2 教育長あいさつ 3 委員長・副委員長選出 4 諮問 5 協議 (1) 令和4年度就学支援の概要について ①令和4年度就学支援委員会の判断と就学結果 ②久喜市内における特別支援学級の設置状況【非公開】 (2) 令和5年度就学支援に関する実施計画について (3) 久喜市の特別支援教育について (4) その他 6 閉会
配付資料	別紙のとおり
会議の公開又は非公開	公開【一部非公開】
傍聴人数	0人

審議会等会議録

発言者・会議のてん末・概要

中野指導主事 みなさま、こんにちは。
本日は、御多用の中、御参会を賜りまして、誠にありがとうございます。
ただいまから、令和5年度久喜市障がい児就学支援委員会委員委嘱並びに任命式を開式します。
はじめに、久喜市障がい児就学支援委員会条例第3条第2項の規定により、教育委員会から委嘱書並びに任命書を交付させていただきます。
【教育長から一人一人に委嘱書並びに任命書を交付】

続きまして、恐縮ではございますが、委員の皆様方から自己紹介をお願いいたします。それでは、山本委員様から順にお願いいたします。

各委員
山本千恵子でございます。よろしくお願いいたします。
青葉小学校校長 青山里美と申します。よろしくお願いいたします。
栢間小学校校長 松村薫と申します。よろしくお願いいたします。
桜田小学校校長 川羽田恵美と申します。よろしくお願いいたします。
県立久喜特別支援学校 特別支援教育コーディネーター山内明美と申します。よろしくお願いいたします。
県立騎西特別支援学校 特別支援教育コーディネーター吉池美智子と申します。よろしくお願いいたします。
県立宮代特別支援学校 支援部就学相談担当 井上清香と申します。よろしくお願いいたします。
栗橋小学校 ことばの教室を担当しています。佐藤文代と申します。よろしくお願いいたします。
鷲宮小学校 通級発達情緒を担当しています。金子洋子と申します。よろしくお願いいたします。
久喜東小学校 山崎裕美と申します。よろしくお願いいたします。
菖蒲東小学校 山崎綾と申します。よろしくお願いいたします。
栗橋南小学校で教務主任をしています。塩崎貴裕と申します。よろしくお願いいたします。
本町小学校 石山寛之と申します。よろしくお願いいたします。
久喜東中学校 関根諒太と申します。よろしくお願いいたします。
栗橋幼稚園副園長 中山幸子と申します。よろしくお願いいたします。
さくら保育園園長 新井めぐみと申します。よろしくお願いいたします。
障がい者福祉課 品田彩と申します。よろしくお願いいたします。
久喜市役所子ども未来課 棕野さおりと申します。よろしくお願いいたします。

中野指導主事 ありがとうございました。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。
なお、本条例第3条により当委員会は、令和5年度は20名で構成されておりますことを御報告申し上げます。
続きまして、教育委員会事務局職員を紹介いたします。

飯野純子 指導課課長でございます。
千葉宏美 指導課指導主事でございます。
熊倉潤 指導課指導主事でございます。
最後に、私、中野美郁 指導課指導主事でございます。
よろしく願いいたします。

中野指導主事 以上で、令和5年度久喜市障がい児就学支援委員会委員委嘱並びに任命式を閉式します。
引き続き、第1回久喜市障がい児就学支援委員会に移らせていただきます。
はじめに、久喜市教育委員会教育長柿沼光夫より挨拶申し上げます。

柿沼教育長 皆様、こんにちは。本日は大変ご多用の中、第1回障がい児就学支援委員会にご出席をいただき、ありがとうございます。また、本委員会の委員をお引き受けいただきましたことに、御礼を申し上げます。
教育委員会では、学齢期の児童生徒及び就学予定者で、障がいのために、教育上特別な配慮を必要とする子どもたちに対して、障がいの状態に応じた教育が受けられるよう、教育措置の適正化を期するために久喜市障がい児就学支援委員会を設置しております。本委員会では、さきほどお話がありましたように20名の委員の皆様によって組織され、幼児、児童生徒の障がいの種類、程度等を的確に把握し、どのような場でどのような教育を受けることが最も適しているかを審議し、答申をいただくものでございます。
令和3年1月の中教審の答申に、「令和の日本型学校教育の構築を目指して」～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～において、新時代の特別支援教育の在り方についての基本的な考え方が示されてから、特別支援教育における指導や支援体制の充実、学校環境の整備がより一層求められています。
また同年6月には医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、さらに、特別支援学校の設置基準等も公布され、特別支援教育における指導や指導体制の充実、学校環境の整備が一層求められていると受けとめております。
本県におきましては、令和4年3月に埼玉県特別支援教育推進計画が策定され、インクルーシブ教育のシステムの構築に向け、より一層の充実を図ることが求められています。令和5年3月文部科学省の下に設置された「通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」において、校内体制の充実や通級による指導の充実が提言されました。障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒がともに学ぶことを追求しつつ、より必要な指導支援を受けられるよう、連続性のある多様な学びの場の実現に取り組んでいるところでございます。
今年度より、スタートした第3期久喜市教育振興基本計画では、「だれもが夢と志を持ち、みんなで豊かな人生を切り拓く久喜の教育」の基本理念のもと、生きる力を育むことができる教育を目指し、取り組んでおります。
よりインクルーシブで多様な教育的ニーズに柔軟に対応することが求められるようになり、障がいのある子どもへの支援環境やその在り方が改めて問われる時期でもあります。そのため、ますます就学支援委員会の役割も重要になってくると受け止めております。

児童生徒にとって、最もふさわしい教育を行うという視点に立って、適切にご審議を賜ればと思っております。

結びになりますが、委員の皆様方のご祈念、日頃のご苦勞に感謝を申し上げます。挨拶とさせていただきます。

よろしくどうぞお願い申し上げます。

中野指導主事 本日は、第1回の委員会ということで、本会の委員長及び副委員長が決まっておりますので、委員長及び副委員長の選出まで司会が進行を務めさせていただきます。

それでは、本条例第5条の規定により、委員長及び副委員長の選出を互選により行います。どなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。また、どなたか御推薦のある方はいらっしゃいますでしょうか。

松村委員 委員長に山本千恵子様、副委員長に川羽田恵美様を推薦いたします。

御二人は、障がい児の就学について高い知見と様々なご経験をたくさん積まれていらっしゃる方々です。ぜひご推薦をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

中野指導主事 ありがとうございます。

ただいま、委員長に山本様、副委員長に川羽田様を御推薦いただきました。

他には、ございませんでしょうか。

他に立候補及び推薦がございませんので、委員長に山本様、副委員長に川羽田様を選出することでよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

中野指導主事 それでは、本委員会の委員長を山本様、副委員長を川羽田様をお願いいたします。

委員長の山本様、副委員長の川羽田様、議長席へご移動願ひます。

中野指導主事 山本委員長様に御挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。

山本委員長 皆さん、こんにちは。猛暑が続いて、これから先の9月10月も高温が続くと言われております。来週から学校が始まりますが、昔に比べて、今の学校は、考慮しなければならないことのステージが格段に変わってきており、皆さまのご苦勞が多くあるのではないかと思っております。暑さやコロナなど色々なことに負けず、教育長がおっしゃったように、心から子どもたちに生きる力を育成していかないとはいけません。これから子どもたちがどのような時代に生きるのかを考えて、一人一人の子どもたちが本当に自分の最適の力を発揮して、これからの課題の多い時代をさらに輝かしいものにしていくと心から思っております。子どもたち一人一人が、楽しく、自分の力をどうすれば、発揮することができるか委員の専門の皆さまと考えていくことを今年も充実させていきたいと思っております。皆様よろしくお願ひいたします。

中野指導主事 ありがとうございます。
続きまして、川羽田副委員長に御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたしますします。

川羽田副委員長 改めまして、皆さまこんにちは。副委員長を拝命いたしました、桜田小学校の川羽田と申します。今、学校現場にいて、多くの子どもたちがそれぞれの個性をもって、楽しんでいたり、時には苦しんでいたり、悩んでいたり、そのような姿を見ていると、全ての子どもたちが自分のもてる力を発揮し、生き生きとした生活が送れるようにということを願ってやまないところでございます。今回、副委員長を拝命いたしまして、山本委員長を補佐し、久喜市の子どもたちの教育環境がよりよきものになるよう、尽力してまいりたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたしますします。

中野指導主事 ありがとうございます。どうぞ、よろしくお願いいたしますします。
続きまして、本条例第2条により、教育委員会からの諮問を山本委員長に手交します。

柿沼教育長 久喜市障がい児就学支援委員会委員長様
就学判断について（諮問）
久喜市障がい児就学支援委員会条例第2条の規定に基づき、下記のことについて、貴委員会の意見を求めます。
1 市立の小学校又は中学校に就学しようとする者又は在学する者のうち、障がいのある幼児、児童及び生徒について、障がいの種類、程度等を判断すること
2 障がいのある幼児、児童及び生徒の就学に係る教育的支援に関すること
令和5年8月21日 久喜市教育委員会 教育長 柿沼光夫
よろしくお願いいたしますします。

中野指導主事 ここで、教育長は、他の公務がございますので、退席させていただきます。
それでは、本条例第5条第2項の規定により、ここから進行を委員長にお願いいたします。

山本委員長 よろしくお願いいたします。
ただいまの出席委員は、18名でございます。
久喜市障がい児就学支援委員会条例第7条第1項の規定により定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。
なお、本日の会議の会議録の署名につきましては、川羽田副委員長にお願いいたします。
それでは、次第に従いまして、協議を進めます。
本会議の公開・非公開について事務局より説明をお願いします。

中野指導主事 本会議の公開・非公開について御説明いたします。
「久喜市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条の規定により、審議会等の会議が原則公開とされています。しかし、第5条第1号の規定により、第3条及び前条のただし書きの規定にかかわらず、審議会等は会議に諮り、

審議等の内容が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するおそれがあると認めるときには、その会議の全部又は一部を非公開とすることができることになっております。本就学支援委員会は第5条第1号第2項の個人に関する事項を含んでいるため一部非公開が適当かと存じます。

この件につきまして、御審議をお願いいたします。

山本委員長

事務局からありましたように、本就学支援委員会は第5条第1号第2項の個人に関する事項を含んでいることから、その関連部分につきましては会議を非公開とさせていただきたいと存じますが、皆さまいかがでしょうか。

委員

(異議なしの声あり)

山本委員長

異議なしと認めます。本就学支援委員会は、第5条第1号第2項の個人情報に関する事項を含んでいる内容につきましては、一部非公開とさせていただきます。

本日行われる『協議(1)令和4年度就学支援の概要についてのうちの、②久喜市内における特別支援学級設置状況』は、個人情報に関する事項を含んでいるため、会議を非公開とさせていただきたいと存じますがいかがでしょうか。

委員

(異議なしとの声あり)

山本委員長

異議なしと認めます。よって、本日行われる『協議(1)令和4年度就学支援の概要についてのうちの、②久喜市内における特別支援学級設置状況』は、個人情報に関する事項を含んでいるため、会議を非公開とさせていただきます。

それでは、次第に従いまして、協議を進めます。

では、「令和4年度就学支援の概要」について事務局から説明をお願いします。

中野指導主事

(1) 令和4年度就学支援委員会の意見と就学結果について説明いたします。資料を御覧ください。なお、「令和4年度在学児童生徒・就学児就学結果」資料は、この委員会の後、回収させていただきます。

資料の1ページ目をご覧ください。

就学児については審議対象者計81名でした。本委員会の意見と就学先については1(1)、(2)を御覧ください。

続きまして、在学児童生徒は、小学校581名、中学校114名、計695名の審議対象者がありました。意見と結果は、2(1)、(2)の表のとおりです。

3 小学校から中学校に進学時における就学支援の状況については、紙面のとおりとなります。以上となります。

山本委員長

次に、久喜市内における特別支援学級の設置状況についてですが、ここからは非公開ということで会議を進めさせていただきます。

【これより非公開とする】

【非公開を解く】

山本委員長 次第に従いまして進めさせていただきます。
(2) 令和5年度就学支援に関する実施計画について事務局から説明をお願い致します。

中野指導主事 令和5年度障がい児就学支援について御説明いたします。
1・2ページは「令和5年度障がい児就学支援に関する実施計画」でございます。就学支援委員会、事務局、小中学校の動きを、時系列で示しております。

就学支援委員会は4回を計画しております。第2回10月19日(木)の就学支援委員会が、在学児童生徒についての審議となります。今年度においては、スクリーニングを行い、夏季休業中に二次検査を行った1年生に加えて、ことばの教室に通っている児童についても第2回で審議を行います。

第3回の就学支援委員会11月13日(月)が就学児についての審議となります。在学児童生徒の再審議・追加審議も行っています。第4回の就学支援委員会2月2日(金)は、就学児・在学児童生徒の追加審議と今年度のまとめとなります。この第4回での追加審議は転校生等、やむを得ないケースとしております。残り3回の開催日につきましては、今後の予定で変更になる可能性があります。御了承いただきますよう、よろしくお願い致します。以上でございます。

山本委員長 今年度の就学支援の実施計画につきましてですが、10月19日(木)にことばの教室の児童審議でよろしいでしょうか。表にある11月13日(月)にことばの児童審議となっている文言はどうなりますか。

中野指導主事 11月13日(月)にことばの児童審議となっておりますが、10月19日(木)にことばの児童審議となります。変更をよろしくお願い致します。

山本委員長 分かりました。ありがとうございます。
次に「令和5年度就学支援について」と「久喜市における特別支援教育の推進」を事務局より説明をお願いします。

中野指導主事 次のページをご覧ください。「令和5年度就学支援について」御説明いたします。

就学児につきましては、各小学校での就学時健康診断終了後、すぐに、就学相談を要する児童名簿を学校から市教委へ報告していただいております。就学時健康診断後の就学相談を要する就学児童に対しては、市教委から該当就学児保護者へ、個別検査の希望について連絡し、10月16日(月)から、個別検査を教育相談員の先生方を中心に実施します。検査の結果をもとに、第3回目11月13日(月)の就学支援委員会でご意見をいただき、就学児童保護者へ伝え、就学相談を行い、就学先を決定いたします。

在学児童生徒につきましては、第2回の就学支援委員会10月19日(木)に就学先につきましてご意見いただきます。

各学校においては、校内就学委員会を開催し、9月29日(金)までに市教委へ書類を提出いただきます。

その資料をもとに10月19日(木)の会議が行われます。児童生徒の就学支援委員会での意見について、市教委から各学校へ報告をいたします。

特別支援学校の就学転学においては、11月24日(金)に書類を整えて県に報告することになっておりますので、各学校から市教委への連絡は、11月17日(金)までお願いしております。

また、小・中学校から病弱の特別支援学校への転学については随時手続きを行っております。

県立特別支援学校幼稚部、高等部・高等部職業学科・高等部分校入学選考については、入学選考実施要項に基づき進めております。

続いて、「令和5年度 久喜市における特別支援教育の推進」についてご覧ください。

1 就学支援委員会の機能の強化について、機能の強化の図で示したように、本委員会、就学支援委員会を軸に、中央幼稚園で実施しております「教育相談室(面接相談室)」や「特別支援教育巡回指導」により適切な教育環境について保護者との相談のもと、合意形成を図り、特別の教育的支援を必要とする児童生徒への継続的な支援を行っております。

2 (1)、(2)にありますように、特別支援学級に「特別支援教育指導員」、通常学級に「久喜市心理専門員」が、各学校への巡回支援等を行っています。また、発達検査については、医療機関への受診をお願いしているところではございますが、小・中学校の県のSC、状況によっては、久喜市心理専門員や特別支援教育指導員が行うようになっております。

続きまして、支援籍学習についてでございます。支援籍学習については、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒と一緒に学ぶ機会を図るために市内の学校で実施しております。通常学級支援籍を昨年度は実施いたしました。以上でございます。

山本委員長

ありがとうございます。令和4年度の就学支援の概要についてと今年度の就学支援に関する実施計画、そして、久喜市の特別支援教育についてのご説明がありました。委員の皆さまから御質問がありましたら、よろしくお願ひいたします。これから本格的に、就学相談を各学校で始めると思いますが、その中で、日にちや日程などが大事になると思いますが、何か御質問がありましたら、よろしくお願ひいたします。

委員

(異議なしとの声あり)

山本委員長

(4) その他について、事務局より説明をお願いいたします。

中野指導主事

その他として、「久喜市障がい児就学支援委員会条例」を参考として配付させていただきました。後ほど、ご一読をお願いいたします。

山本委員長

最後に、全てを含めて、質問・意見等はございますか。

委員

(異議なしとの声あり)

山本委員長

それでは、第2回から本格的な審議が始まります。皆様のお力をお借りできればと思います。

本日の議題はこれで、終了させていただきます。

なお、次回以降の第2回・3回・4回の障がい児就学支援委員会につきましては、全て個人に関する事項でありますことから、会議を非公開とさせていただきますと存じますが、いかがでしょうか。

委員 (異議なしとの声あり)

山本委員長 それでは、次回以降は非公開とさせていただきます。

以上で、本日の議題につきまして、全て終了いたしました。議長職を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。

中野指導主事 委員長ありがとうございました。
委員の皆様、本日はありがとうございました。
以上をもちまして、令和5年度第1回久喜市障がい児就学支援委員会を終了させていただきます。次回は、10月19日(木)に予定しております。
なお、日にちに関しましては、変更があることもございますので、御了承いただきたいと思います。開催日が近づきましたら御案内いたします。よろしくお願いたします。
本日は、御多用の中、御協力いただきまして、ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和5年 9月15日

川羽田 恵美